

名古屋市告示第535号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年11月12日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

1 指定する区域

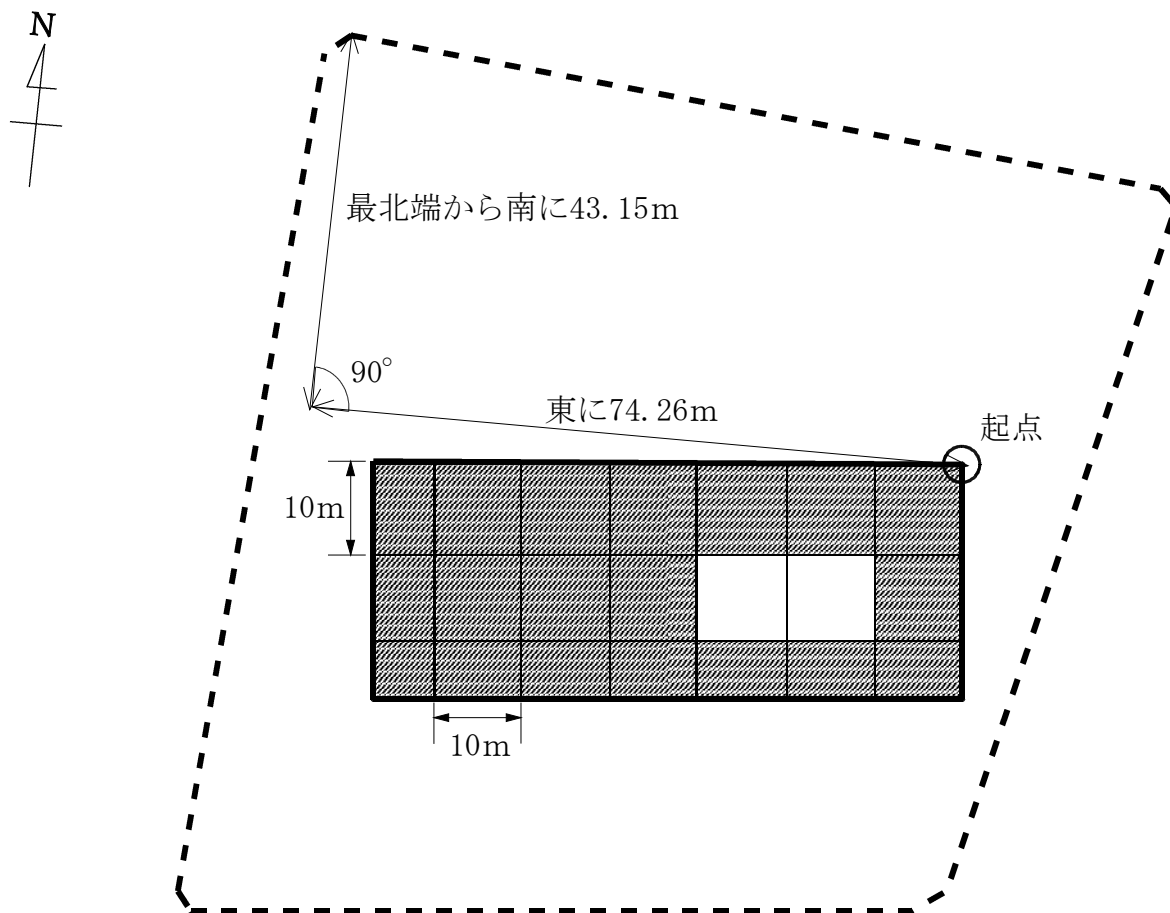
名古屋市茶屋新田土地区画整理組合64街区仮 1番の一部（詳細は別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市茶屋新田地区区画整理組合64街区仮1番



凡例

□ : 調査対象地 - - - : 街区の境界

▨ : 形質変更時届出管理区域（砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））